（様式１別紙１）

旭川市地方就職支援金の交付申請に関する誓約事項

１　ＵＩＪターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について，北海道及び旭川市から

求められた場合には，それに応じます。

２　以下の場合には，ＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領に基づき，旭川市地方就職支援金

の全額又は半額を返還します。

（１）旭川市地方就職支援金の申請に当たって，虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）旭川市地方就職支援金の申請日から１年以内に旭川市地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額

（３）旭川市地方就職支援金の申請日から１年以内に旭川市に転入しなかった場合（ただし，申請時に既に旭川市に住民票がある場合を除く）：全額

（４）旭川市地方就職支援金の要件を満たす職を就業から１年以内に辞した場合（ただし，退職から３か月以内に道内の別の企業に就業する場合を除く）：全額

（５）転入日から３年未満に旭川市以外の市区町村に転出した場合：全額

（６）転入日から３年以上５年以内に旭川市以外の市区町村に転出した場合：半額